

人間文化研究機構男女共同参画委員会規程

平成30年4月9日
人間文化研究機構規程第153号

(設置)

第1条 人間文化研究機構(以下「機構」という。)における男女共同参画の推進を図るため、機構に男女共同参画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係る基本理念に関すること
- (2) 男女共同参画の推進方策の企画、立案及び実施に関すること
- (3) 男女共同参画の現状分析、評価及びそれらの公表に関すること
- (4) 男女共同参画の推進のために必要な啓発活動に関すること
- (5) その他男女共同参画に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 機構長が指名する理事 1名
- (2) 各機関の長より推薦された研究教育職員 各1名
- (3) 機構長が指名する本部事務職員 1名
- (4) 各機関の長より推薦された事務職員 各1名
- (5) その他第5条に定める委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は第3条第1号の委員以外は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の理事とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長として主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときはその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 人間文化研究機構男女共同参画委員会設置要項(平成21年4月7日機構長裁定)は、平成30年4月9日をもって廃止する。